

資料編

< 震 災 編 >

(第1部 総則)

(第2章 三鷹市の現状と被害想定)

- ・資料 10201 「想定地震毎の震度分布図」

(第4章 市長、市民、事業者の基本的責務と防災機関等の役割)

- ・資料 10401 「三鷹市の業務大綱（令和6年3月31日まで）」
- ・資料 10402 「防災機関等の連絡先」

(第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）)

(第1章 市民と地域の防災力向上)

- ・資料 20101 「三鷹市自主防災組織連絡会要綱」
- ・資料 20102 「避難経路の候補」

(第2章 安全な都市づくりの実現)

- ・資料 20201 「三鷹市都市計画道路網図」
- ・資料 20202 「市内における主な防災に係る都市計画」
- ・資料 20203 「宅地造成等工事規制区域の現況」
- ・資料 20204 「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現況」
- ・資料 20205 「街頭消火器設置状況」
- ・資料 20206 「消火栓等を用いた初期消火及び応急給水用資機材配備場所」
- ・資料 20207 「可搬式消防ポンプ配備場所」
- ・資料 20208 「石油類等危険物施設の震災対策」
- ・資料 20209 「毒物・劇物取扱施設の震災対策」
- ・資料 20210 「放射線等使用施設の震災対策」
- ・資料 20211 「危険物等の輸送の震災対策」
- ・資料 20212 「高圧ガス取扱施設の震災対策」
- ・資料 20213 「危険動物の逸走時対策」

(第3章 交通・ライフライン等の安全確保)

- ・資料 20301 「緊急輸送道路図（三鷹市内）」
- ・資料 20302 「緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領（警視庁）」
- ・資料 20303 「大震災時における交通規制図〔第一次〕」
- ・資料 20304 「緊急自動車専用路指定予定路線」
- ・資料 20305 「大震災時における交通規制図〔第二次〕」
- ・資料 20306 「緊急交通路指定予定路線」
- ・資料 20307 「都道の応急・復旧対策」
- ・資料 20308 「高速自動車道路の応急・復旧対策」
- ・資料 20309 「水道施設に関する震災対策（都水道局）」
- ・資料 20310 「電気施設に関する震災対策」

- ・資料 20311 「ガス施設に関する震災対策」
- ・資料 20312 「通信事業者の震災対策」

(第4章 市、防災関係機関等の災害活動態勢強化)

- ・資料 20401 「防災拠点（本部拠点：市本部運営のため必要な施設）」
- ・資料 20402 「防災拠点（医療保健拠点）」
- ・資料 20403 「防災拠点（地域災害対策拠点）」
- ・資料 20404 「防災拠点（帰宅困難者支援拠点）」
- ・資料 20405 「防災拠点（給水拠点）」
- ・資料 20406 「防災拠点（避難活動拠点）」
- ・資料 20407 「災害時協力農地の現況」
- ・資料 20408 「災害時応援協定締結団体一覧（自治体等）」
- ・資料 20409 「災害時応援協定締結団体一覧（民間団体等）」
- ・資料 20410 「赤十字ボランティアの概要」
- ・資料 20411 「大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱（警視庁）」
- ・資料 20412 「震災消防活動（東京消防庁）」
- ・資料 20413 「自衛隊災害派遣の範囲」
- ・資料 20414 「ヘリコプター発着可能地点」
- ・資料 20415 「ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）」
- ・資料 20416 「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地」
- ・資料 20417 「市内の災害時臨時離着陸場候補地一覧」
- ・資料 20418 「災害派遣部隊の活動内容」

(第5章 情報連絡・提供体制の充実)

- ・資料 20501 「防災行政無線同報系屋外拡声子局設置場所」
- ・資料 20502 「防災行政MCA無線システム配置場所」
- ・資料 20503 「消防団MCA無線配置場所」

(第6章 医療救護・保健等対策)

- ・資料 20601 「災害時医療救護所備蓄医療資機材等」
- ・資料 20602 「災害時助産セット」
- ・資料 20603 「応急手当セット」
- ・資料 20604 「応急救護医薬品」
- ・資料 20605 「遺体の搜索期間と国庫負担」
- ・資料 20606 「遺体処理の期間等と国庫負担」

(第8章 避難対策)

- ・資料 20801 「一時避難場所の門扉の鍵を預かる消防団分団」
- ・資料 20802 「避難所運営の考え方」
- ・資料 20803 「市及び各防災機関の避難指示等」
- ・資料 20804 「災害時における被災動物保護の流れ」

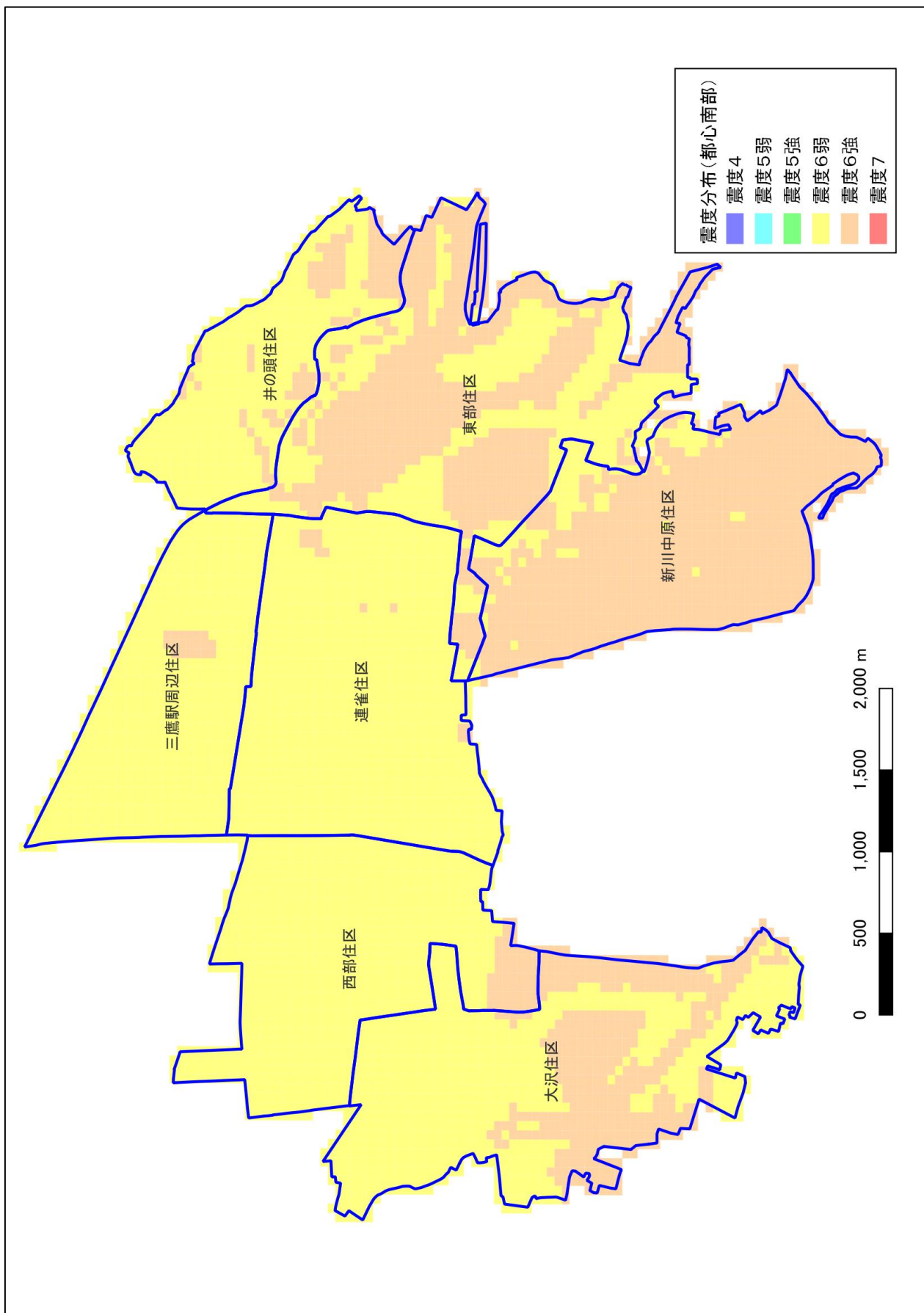
(第12章 市民の生活の早期再建)

- ・資料 21201 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」
- ・資料 21202 「激甚災害指定基準」
- ・資料 21203 「局地激甚災害指定基準」
- ・資料 21204 「防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順」
- ・資料 21205 「被災度区分判定までの流れ」
- ・資料 21206 「災害弔慰金等の概要」
- ・資料 21207 「災害見舞金の概要」
- ・資料 21208 「災害援護資金の概要」
- ・資料 21209 「被災者生活再建支援金の概要」

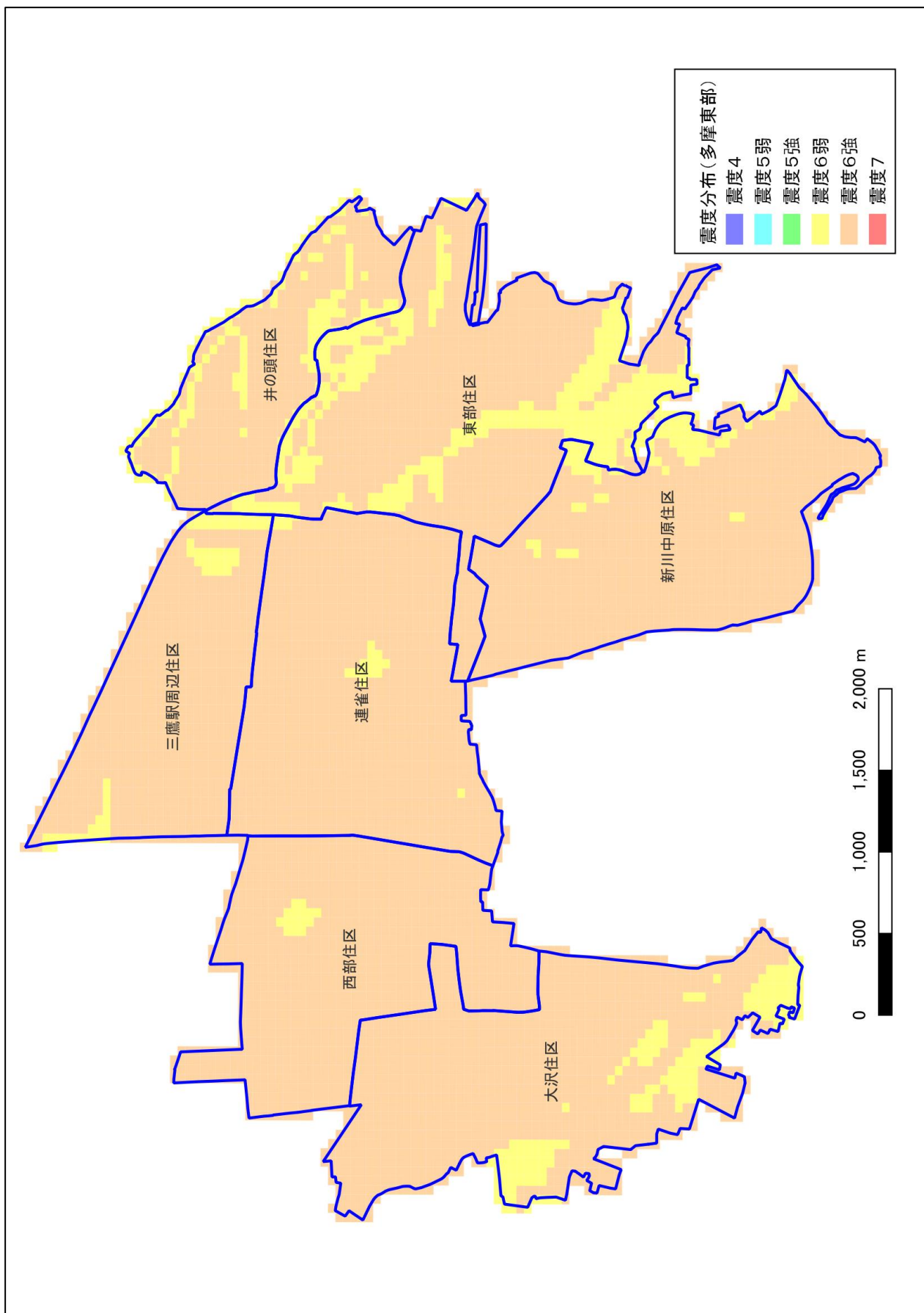
<様式>

- ・様式 1 「情報伝票」
- ・様式 2 「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」
- ・様式 3 「医療救護班診療記録」
- ・様式 4 「薬品・衛生材料使用報告書」
- ・様式 5 「病院・診療所医療実施状況」
- ・様式 6 「救助の実施記録日計票」
- ・様式 7 「遺体処理台帳」
- ・様式 8 「避難者カード」
- ・様式 9 「避難所関係様式」
- ・様式 10 「義援金品受領書」
- ・様式 11 「罹災証明書」
- ・様式 12 「住宅応急修理記録簿」
- ・様式 13 「応急仮設住宅入居者台帳」

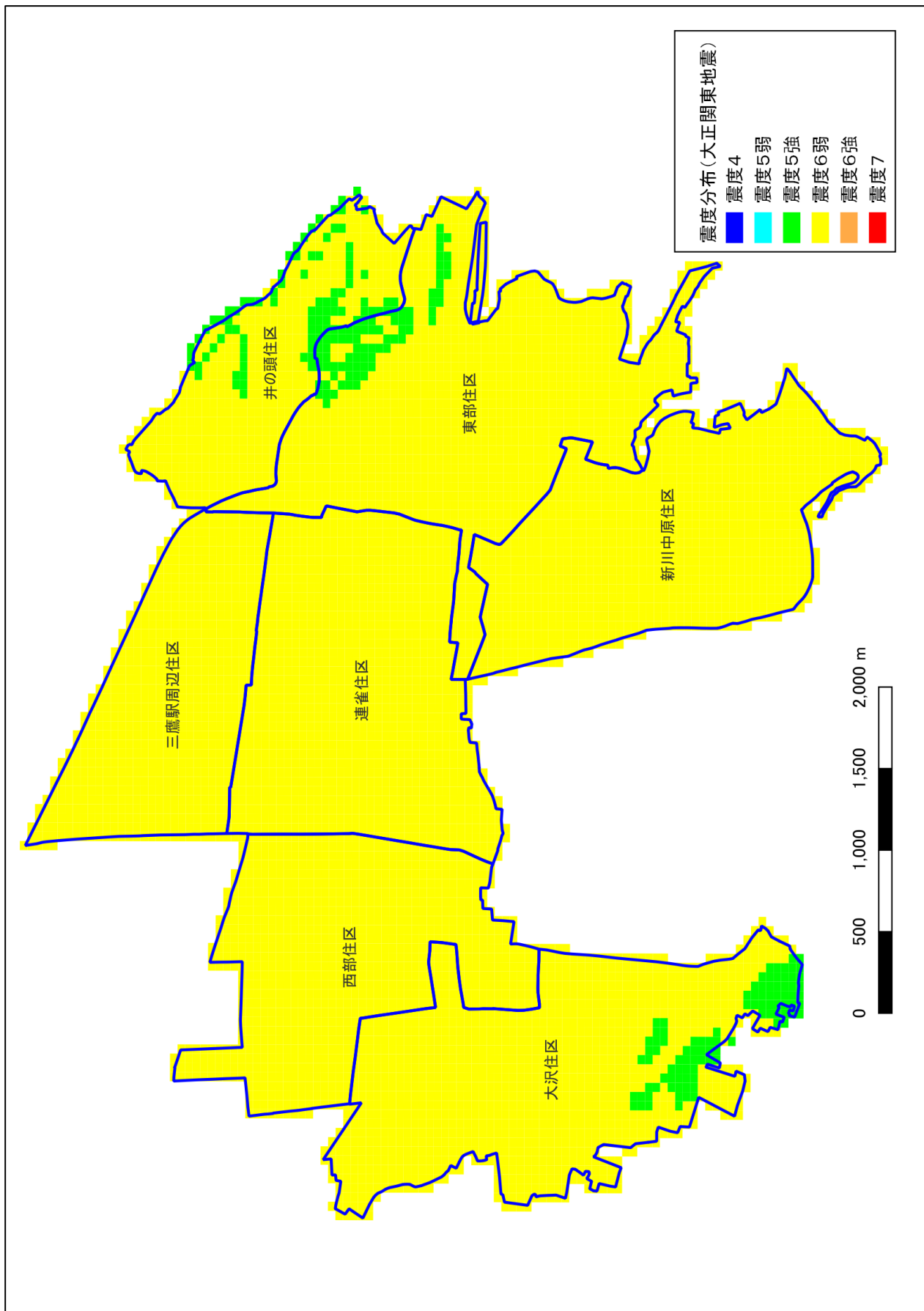
【都心南部直下地震】



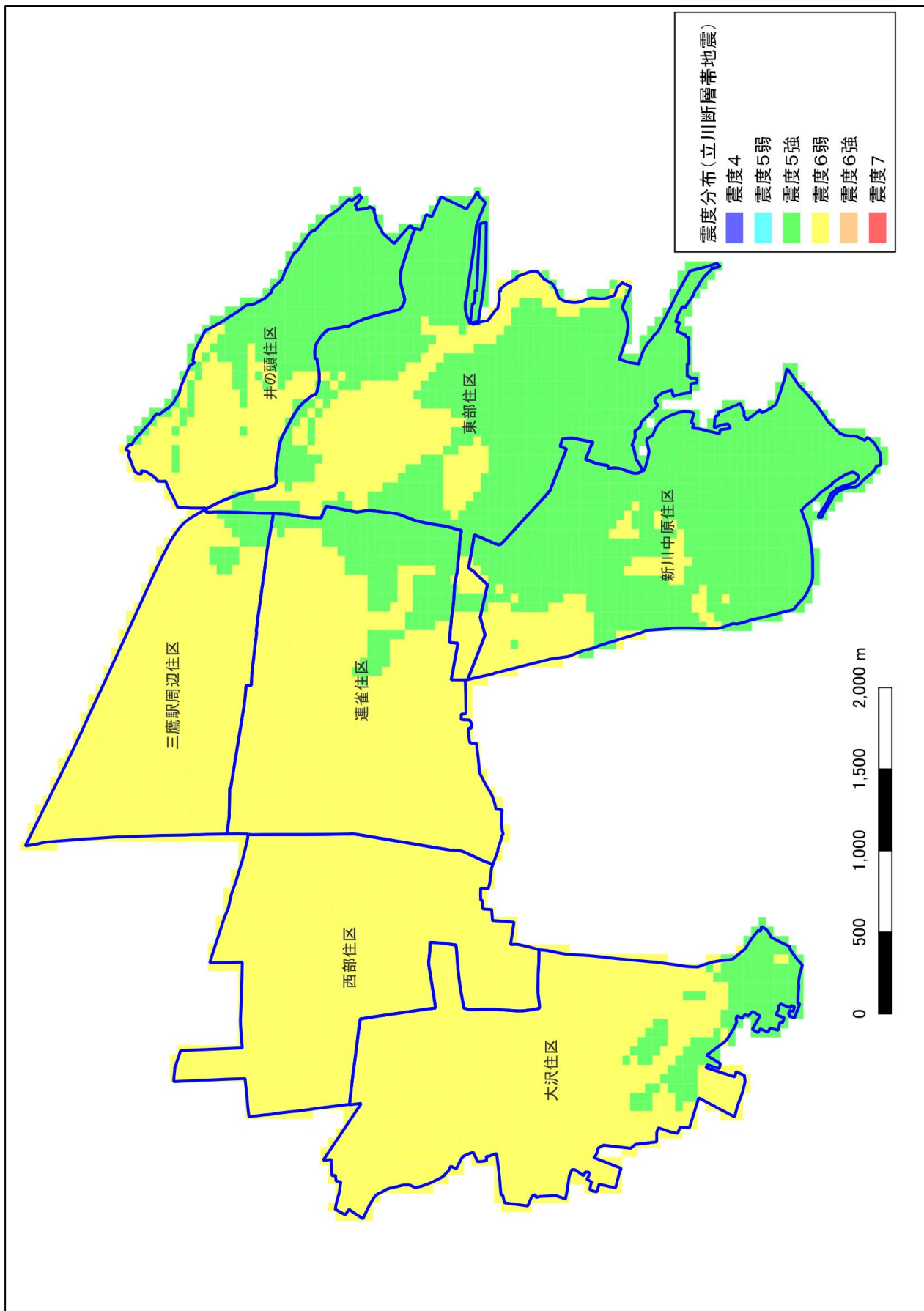
【多摩東部直下地震】



【大正関東地震】



【立川断層帯地震】



資料 10401

三鷹市の業務大綱（令和6年3月31日まで）

【三鷹市の業務大綱】

本部運営部		担当部長 : 総務部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 本部の設置に関すること。 (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること。 (3) 災害情報等の総括に関すること。 (4) 応急対策の緊急割当及び職員配置に関すること。 (5) 関係機関への応援要請に関すること。 (6) 本部施設の安全確認及び電源等の確保に関すること。 (7) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること。 (8) 自主防災組織との連携に関すること。 (9) 本部の総合調整に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
指令情報班 班長 防災課長	総務部 防災課 安全安心課 相談・情報課 選挙管理委員会事務局	(1) 災害対策の総合調整に関すること。 (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること。 (3) 都災害対策本部及び防災機関等との連携に関すること。 (4) 災害情報等の総括に関すること。 (5) 防災関係通信機器設備の統括に関すること。 (6) 被災者相談の窓口に関すること。 (7) 防犯に関すること。 (8) その他災害対策の連絡調整に関すること。
職員配備班 班長 職員課長	総務部 職員課 政策法務課 労働安全衛生課	(1) 職員の動員、配備及び服務に関すること。 (2) 職員の安否確認に関すること。 (3) 災害対策従事職員の支援に関すること。 (4) 応援職員等の受援に関すること。 (5) 災害関連法務に関すること。
本部施設班 班長 契約管理課長	総務部 契約管理課 土地対策課	(1) 本部運営に必要な施設の確保に関すること。 (2) 市民センター周辺施設の安全点検及び復旧に関すること。 (3) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること。 (4) 車両等輸送機関の調達及び確保に関すること。 (5) 災害対策用物資及び資材の購入等に関する契約に関すること。

本部情報部		担当部長 : 企画部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関すること。 (2) ICT 関連システムの応急復旧に関すること。 (3) 防災行政無線等による情報の収集伝達に関すること。 (4) 災害情報、避難指示等の市民への広報に関すること。 (5) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関すること。 (6) 災害対策の財務及び会計に関すること。 (7) 正副本部長等の渉外に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
本部会議班 班長 企画経営課長	企画部 企画経営課	(1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関すること。 (2) 外国人の支援に関すること。 (3) 災害復興方針・計画に関すること。
広報情報班 班長 広報メディア課長	企画部 広報メディア課 市長室 監査事務局 (議会事務局)	(1) 災害に関する広報の実施及び統括に関すること。 (2) 防災行政無線等による情報の伝達に関すること。 (3) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関すること。 (4) 災害情報紙の作成に関すること。 (5) 正副本部長等の渉外に関すること。
財務情報班 班長 財政課長	企画部 財政課 会計課	(1) 義援金の受付及び管理に関すること。 (2) 災害対策関係予算に関すること。 (3) 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 (4) 防災行政無線等による情報連絡に関すること。
システム復旧班 班長 情報推進課長	企画部 情報推進課	(1) ICT 関連システムの復旧及び運用に関すること。

被災市民部		担当部長 : 市民部長
○ 初動時の分掌事務 (1) 市内の被害の情報収集及び調査に関すること。 (2) 市民の避難誘導及び避難状況に関すること。 (3) 遺体に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
市民支援班 班長 市民課長	市民部 市民課 保険課	(1) 市民の安否確認に関すること。 (2) 遺体の搬送及びこれに必要な業務に関すること。 (3) 遺体収容所の管理運営及びこれに必要な事務に関すること。 (4) 埋火葬許可の発行等の諸手続きに関すること。
被害調査班 班長 市民税課長	市民部 市民税課 資産税課 納税課	(1) 被害状況の調査及び報告並びに被害認定に関すること。 (2) 各防災拠点との連絡調整に関すること。 (3) 罹災証明書の交付に関すること。 (4) 税の減免に関すること。

福祉対策部		担当部長 : 健康福祉部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 要配慮者の安全に関すること。 (2) 所管施設の安全点検に関すること。 (3) 福祉拠点（福祉避難所等）及び医療拠点に関すること。 (4) ボランティアの受入に関すること。 (5) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の設置・運営に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
福祉支援班 班長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 介護保険課 生活福祉課	(1) 要配慮者対策に係る総合調整に関すること。 (2) 要配慮者の避難、救護及び被災状況の把握に関すること。 (3) 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 (4) ボランティアの受入、コーディネート及び支援に関すること。 (5) 義援金品の配分に関すること。 (6) 災害援護資金の融資等各種被災者支援制度の対応に関すること。
医療健康班 班長 健康推進課長	健康福祉部 健康推進課	(1) 災害時医療及び防疫に関すること。 (2) 医療機関との連携に関すること。 (3) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の運営に関すること。 (4) 医療資機材及び医薬品の供給に関すること。 (5) その他保健業務に関すること。

子ども支援部		担当部長 : 子ども政策部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 園児及び学童保育所児童の安全確保に関すること。 (2) 所管施設の安全点検に関すること。 (3) 保育園近隣の乳幼児の避難支援に関すること。 (4) 臨時避難所（保育園等）の開設に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
子育て支援班 班長 児童青少年課長	子ども政策部 児童青少年課 子ども育成課 子育て支援課 子ども発達支援課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。 (2) 乳児及び幼児の保護並びに応急保育に関すること。 (3) 臨時避難所（保育園等）の開設及び運営に関すること。 (4) 福祉避難所（子ども発達支援センター）の開設及び運営に関すること。

地域対策部		担当部長 : 生活環境部長
<p>○ 初動時の分掌事務</p> <p>(1) 所管施設の安全点検に関すること。</p> <p>(2) 地域拠点の支援に関すること。</p> <p>(3) 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関すること。</p> <p>(4) 緊急物資の調達及び搬送に関すること。</p> <p>(5) ごみ及びがれきの集積場所に関すること。</p> <p>(6) し尿処理に関すること。</p>		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
地域支援班 班長 コミュニティ 創生課長	生活環境部 コミュニティ創生課 生活経済課 都市農業課	<p>(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。</p> <p>(2) 自主防災組織本部及び地域拠点の支援に関すること。</p> <p>(3) 臨時避難所（地区公会堂）及び災害時在宅生活支援施設の支援に関すること。</p> <p>(4) 災害情報紙の配布及び掲示に関すること。</p> <p>(5) 地域における広報活動の支援に関すること。</p> <p>(6) 食料等救援物資の確保、受入、仕分け及び配送に関すること。</p> <p>(7) 配送用車両の確保に関すること。</p>
環境衛生班 班長 ごみ対策課長	生活環境部 ごみ対策課 環境政策課	<p>(1) 所管施設の安全点検に関すること。</p> <p>(2) 被災地区の消毒及び清掃に関すること。</p> <p>(3) ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理に関すること。</p> <p>(4) 被災動物の対応に関すること。</p> <p>(5) その他環境衛生に関すること。</p>

避難者支援部		担当部長 : スポーツと文化部長
<p>○ 初動時の分掌事務</p> <p>(1) 所管施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>(2) 所管施設の安全点検に関すること。</p> <p>(3) 帰宅困難者の対応に関すること。</p> <p>(4) 広域避難場所等の避難者の対応に関すること。</p>		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
避難支援班 班長 芸術文化課長	スポーツと文化部 芸術文化課 生涯学習課 スポーツ推進課	<p>(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。</p> <p>(2) 広域避難場所等避難場所の避難者の誘導に関すること。</p> <p>(3) 帰宅困難者の支援に関すること。</p> <p>(4) 協定避難所の開設及び運営支援に関すること。</p> <p>(5) 学校避難所及び地域避難所の避難所運営の支援に関すること。</p> <p>(6) 文化財等の被害状況の把握及び保全に関すること。</p>

避難所対策部		担当部長 : 教育部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 児童及び生徒の安全確保に関すること。		
(2) 所管施設の安全点検に関すること。		
(3) 学校避難所の開設及び運営支援に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
学校避難所班 班長 総務課長	教育部 総務課 学務課 指導課 図書館 小中学校	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。 (2) 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 (3) 学校との情報連絡に関すること。 (4) 学校避難所に関すること。 (5) 学校の再開等学校教育に関すること。

都市対策部		担当部長 : 都市整備部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 飲料水の応急給水に関すること。		
(2) 下水道の被害調査及び応急復旧に関すること。		
(3) 公共建築物の応急危険度判定に関すること。		
(4) 緊急輸送道路及び避難路の確保に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
都市復旧班 班長 都市計画課長	都市整備部 都市計画課 水再生課 緑と公園課 都市再生部 まちづくり推進課 再開発課	(1) 都市復旧対策の総合調整に関すること。 (2) 飲料水及び生活用水の応急給水に関すること。 (3) 下水道施設の安全点検及び復旧に関すること。 (4) 東京都関係各局との連絡調整に関すること。 (5) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (6) 住宅の応急修理の指導及び被災者へのあつ旋に関すること。 (7) 公園等施設の安全点検及び活用に関すること。 (8) 災害復興に係る都市計画に関すること。
建築物班 班長 公共施設課長	都市整備部 公共施設課 建築指導課	(1) 庁舎等公共建築物の被害状況の調査及び営繕に関すること。 (2) 建築物等の被害状況の調査及び被害認定に関すること。 (3) 仮設住宅の建設、修理及び管理に関すること。 (4) その他災害復旧に係る建築関連工事に関すること。
道路交通班 班長 道路管理課長	都市整備部 道路管理課 都市交通課	(1) 災害対策用資材の確保及び配分に関すること。 (2) 道路等における倒壊家屋等障害物の除去に関すること。 (3) 交通規制等交通対策の調整及び実施に関すること。 (4) 代替輸送手段の確保のための支援に関すること。 (5) その他災害復旧に係る土木関連工事に関すること。

資料 10401

消防団		担当部長 : 消防団長	
班	事務を担当する平常 の市の組織	業務の大綱	
消防班 班長 分団長	消防団本部・分団	(1) 消防及び人命の救助に関すること。 (2) その他災害復旧に関すること。	

【三鷹市議会事務局の業務大綱】

議会部		担当部長 : 議会事務局長	
○ 初動時の分掌事務 三鷹市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置に関すること。			
班	事務を担当する平常 の市の組織	業務の大綱	
議会班 班長 議会事務局次長	議会事務局	(1) 議会本部の運営に関すること。 (2) 災害対策本部と議会本部との連携に関すること。	

資料 10402	防災機関等の連絡先
----------	-----------

1 三鷹市

機 関 名	三鷹市
所 在 地	三鷹市野崎一丁目1番1号
連絡責任者 (正) 職名	防災課長 (総務部危機管理担当部長)
連絡責任者 (副) 職名	防災課長補佐
指定電話 (時間内)	0422-45-1151 (三鷹市代表)
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-45-1151 <警備室>
NTTファクシミリ	0422-45-1190
三鷹市MCA防災無線 音声	091、092、093、094 (総合防災センター)
東京都防災行政無線 電話/Fax	80311~13/80301
備 考	

2 東京都

機 関 名	東京都総務局
所 在 地	新宿区西新宿二丁目8番1号
連絡責任者 (正) 職名	防災対策課長
連絡責任者 (副) 職名	防災管理課長
指定電話 (時間内)	03-5388-2456
指定電話 (夜間及び休祭日)	03-5388-2459 (夜間防災連絡室)
NTTファクシミリ	03-5388-1260
東京都防災行政無線 電話/Fax	70221、70212/70013
備 考	

機 関 名	東京都水道局 多摩給水管理事務所
所 在 地	多摩市山王下一丁目17番地
連絡責任者 (正) 職名	営業課長
連絡責任者 (副) 職名	営業課課長代理 (庶務担当)
指定電話 (時間内)	042-371-1283
指定電話 (夜間及び休祭日)	042-371-1283
NTTファクシミリ	042-371-1169
東京都防災行政無線 電話/Fax	86082/86080
備 考	

機 関 名	警視庁 三鷹警察署
所 在 地	三鷹市上連雀八丁目3番16号
連絡責任者 (正) 職名	警備課長
連絡責任者 (副) 職名	警備係長
指定電話 (時間内)	0422-49-0110
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-49-0110
NTTファクシミリ	0422-42-0140
三鷹市MCA防災無線	011
備 考	

資料 10402

機 関 名	東京消防庁 三鷹消防署
所 在 地	三鷹市下連雀九丁目2番17号
連絡責任者(正)	職名 警防課長
連絡責任者(副)	職名 当務大隊長
指定電話 (時間内)	0422-47-0119
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-47-0119
NTTファクシミリ	0422-48-3452
三鷹市MCA防災無線	019
備 考	

機 関 名	多摩府中保健所
所 在 地	府中市宮西町一丁目26番地の1
連絡責任者(正)	職名 企画調整課長
連絡責任者(副)	職名 庶務係長
指定電話 (時間内)	042-362-2334
指定電話 (夜間及び休祭日)	
NTTファクシミリ	042-360-2144
東京都防災行政無線 電話/Fax	85191/85190
備 考	

機 関 名	北多摩南部建設事務所
所 在 地	府中市緑町一丁目27番地の1
連絡責任者(正)	職名 補修課長
連絡責任者(副)	職名 補修課工務係長
指定電話 (時間内)	042-330-1852
指定電話 (夜間及び休祭日)	042-330-1845
NTTファクシミリ	042-365-2501
東京都防災行政無線 電話/Fax	83311/83301
備 考	

機 関 名	西部公園緑地事務所
所 在 地	武蔵野市御殿山一丁目17番59号
連絡責任者(正)	職名 副所長兼庶務課長
連絡責任者(副)	職名 管理課長
指定電話 (時間内)	0422-47-0111
指定電話 (夜間及び休祭日)	
NTTファクシミリ	0422-46-3182
東京都防災行政無線 電話/Fax	87711/87710
備 考	

3 指定地方行政機関

機 関 名	農林水産省 生産局
所 在 地	千代田区霞が関一丁目2番1号
連絡責任者(正)	職名 農産部貿易業務課 課長補佐(米穀業務班担当)
連絡責任者(副)	職名 指導官
指定電話 (時間内)	03-6744-1354
指定電話 (夜間及び休祭日)	
NTTファクシミリ	03-6744-1390
東京都防災行政無線 電話/Fax	
備 考	

機 関 名	関東財務局 東京財務事務所 立川出張所
所 在 地	立川市錦町四丁目1番18号
連絡責任者(正)	職名 管財課長
連絡責任者(副)	職名 総務係長
指定電話 (時間内)	042-524-2195
指定電話 (夜間及び休祭日)	
NTTファクシミリ	042-528-0874
備 考	

機 関 名	東京労働局 三鷹公共職業安定所
所 在 地	三鷹市下連雀四丁目15番18号
連絡責任者(正)	職名 庶務課長
連絡責任者(副)	職名 庶務係長
指定電話 (時間内)	0422-43-0442
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-43-0442
NTTファクシミリ	0422-49-0601
備 考	

4 自衛隊

機 関 名	陸上自衛隊 第1師団第1後方支援連隊
所 在 地	練馬区北町四丁目1番1号
連絡責任者(正)	職名 第3科長又は防衛警備幹部
連絡責任者(副)	職名 部隊当直司令
指定電話 (時間内)	03-3933-1161 (内線2403・2436)
指定電話 (夜間及び休祭日)	03-3933-1161 (内線2405)
NTTファクシミリ	03-3933-1161 (内線2839)
備 考	

資料 10402

5 指定公共機関

機 関 名	NEXCO中日本 八王子保全・サービスセンター	
所 在 地	八王子市宇津木町 287 番地の 1	
連絡責任者 (正)	職名	総務企画担当課長 (工務担当)
連絡責任者 (副)	職名	総務企画担当課長 (総務担当)
指定電話 (時間内)	0 4 2 - 6 9 1 - 7 1 2 1	
指定電話 (夜間及び休祭日)		
NTTファクシミリ	0 4 2 - 6 9 1 - 2 2 3 8	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考	<非常時> 0 4 2 - 6 9 1 - 1 1 7 0	

機 関 名	東日本旅客鉄道 (株) 八王子支社三鷹営業統括センター三鷹駅	
所 在 地	三鷹市下連雀三丁目 46 番 1 号	
連絡責任者 (正)	職名	副駅長
連絡責任者 (副)	職名	当務副長
指定電話 (時間内)	0 4 2 2 - 4 7 - 1 9 5 0	
指定電話 (夜間及び休祭日)	0 4 2 2 - 4 7 - 1 9 5 0	
NTTファクシミリ	0 4 2 2 - 4 6 - 7 9 4 7	
三鷹市MCA防災無線	0 1 5	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考		

機 関 名	(株) NTT東日本東京武蔵野支店	
所 在 地	府中市八幡町一丁目 1 番地 NTT 武蔵府中ビル	
連絡責任者 (正)	職名	統括サービスセンタ長
連絡責任者 (副)	職名	エリアコーディネート課長
指定電話 (時間内)	0 4 2 - 3 1 0 - 9 9 9 3 (エリアコーディネート担当)	
指定電話 (夜間及び休祭日)	1 1 3 (NTT故障受付)	
NTTファクシミリ	0 4 2 - 3 3 0 - 1 3 2 1	
三鷹市MCA防災無線	0 1 4	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考		

機 関 名	(株) NTTドコモ 多摩支店 企画総務部	
所 在 地	立川市曙町一丁目 31 番 2 号	
連絡責任者 (正)	職名	総務課長
連絡責任者 (副)	職名	
指定電話 (時間内)	0 4 2 - 5 2 6 - 9 3 1 1	
指定電話 (夜間及び休祭日)		
NTTファクシミリ	0 4 2 - 5 2 6 - 9 4 3 8	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考		

機 関 名	ソフトバンク (株)	
所 在 地	港区海岸一丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	
連絡責任者 (正)	職名	総務本部 総務企画統括部 リスク対策部
連絡責任者 (副)	職名	
指定電話 (時間内)	03-6889-6601	
指定電話 (夜間及び休祭日)		
NTTファクシミリ	03-6865-9504	
東京都防災行政無線 電話/Fax	78131/78130	
備 考	NTTファクシミリでの連絡の場合は、自動排出されないため、電話にて一報すること。	

機 関 名	日本郵便 (株) 三鷹郵便局	
所 在 地	三鷹市野崎一丁目1番2号	
連絡責任者 (正)	職名	総務課長
連絡責任者 (副)	職名	総務課課長代理
指定電話 (時間内)	0422-44-5787 (総務課)	
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-44-6081 (郵便課)	
NTTファクシミリ	0422-45-6648 (総務課)	
備 考		

機 関 名	東京電力パワーグリッド (株) 多摩総支社	
所 在 地	八王子市子安町一丁目16番25号	
連絡責任者 (正)	職名	総務グループマネージャー
連絡責任者 (副)	職名	総務グループ 武蔵野地域担当
指定電話 (時間内)	0120-995-007 (東京電力パワーグリッド (株) コンタクトセンター)	
指定電話 (夜間及び休祭日)	0120-995-007 (東京電力パワーグリッド (株) コンタクトセンター)	
ファクシミリ		
三鷹市MCA防災無線	013	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考		

機 関 名	東京ガス (株) 東京西支店	
所 在 地	立川市曙町三丁目6番13号	
連絡責任者 (正)	職名	副支店長
連絡責任者 (副)	職名	支店長
指定電話 (時間内)	042-526-6125	
指定電話 (夜間及び休祭日)	-	
NTTファクシミリ	042-526-6142	
三鷹市MCA防災無線	012	
東京都防災行政無線 電話/Fax		
備 考		

資料 10402

6 指定地方公共機関

機 関 名	京王電鉄 (株)
所 在 地	多摩市関戸一丁目9番地1
連絡責任者 (正) 職名	安全推進部 安全推進担当
連絡責任者 (副) 職名	
指定電話 (時間内)	042-337-3285
指定電話 (夜間及び休祭日)	042-339-5965 (運輸指令所)
NTTファクシミリ	042-374-9391
東京都防災行政無線 電話/Fax	電話 86851 / FAX 85860
備 考	

機 関 名	三鷹市医師会
所 在 地	三鷹市野崎一丁目7番23号
連絡責任者 (正) 職名	防災担当
連絡責任者 (副) 職名	副会長
指定電話 (時間内)	0422-47-2155
指定電話 (夜間及び休祭日)	0422-24-8199
NTTファクシミリ	0422-48-0982
三鷹市MCA防災無線	610 (医師会館)
備 考	

機 関 名	東京都三鷹市歯科医師会
所 在 地	三鷹市下連雀三丁目29番4号
連絡責任者 (正) 職名	会長
連絡責任者 (副) 職名	医療管理担当理事
指定電話 (時間内)	0422-45-2715
指定電話 (夜間及び休祭日)	—
NTTファクシミリ	0422-47-8025
三鷹市MCA防災無線	—
備 考	

機 関 名	三鷹市薬剤師会
所 在 地	三鷹市新川六丁目35番28号
連絡責任者 (正) 職名	会長
連絡責任者 (副) 職名	副会長
指定電話 (時間内)	0422-70-3432 (会長) 0422-41-5161 (副会長)
指定電話 (夜間及び休祭日)	090-3241-3833 (会長)
NTTファクシミリ	0422-70-3433 (会長) 0422-41-5162 (副会長)
三鷹市MCA防災無線	620 (医薬品管理センター)
備 考	

三鷹市自主防災組織連絡会

(目的)

第1条 本会は、コミュニティ住区単位で組織された自主防災組織の連携を図りながら、防災事業を推進し、火災や地震等による災害から市民の生命・財産を守り市民が安心して住める街づくりを目指すとともに、防災意識の高揚と啓発に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、三鷹市自主防災組織連絡会（以下「防災連」という。）と称する。

(組織)

第3条 防災連は、次の機関から選出されたものを持って組織する。

- (1) 各コミュニティ住区内で組織する別表の自主防災組織の代表者各2名。
- (2) 各コミュニティ住区内で組織する別表の自主防災組織の事務局より1名。ただし、票決権はないものとする。

(事業)

第4条 防災連は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災機関及び自主防災組織間の連絡協調
- (2) 防災思想の普及及び防災業務の研修
- (3) 市民に対する防災意識の高揚と啓発
- (4) 災害時の情報連絡網の体制整備
- (5) 地域自主防災組織の推進
- (6) その他防災活動に必要な事項

(会議)

第5条 防災連の会議は、必要に応じ随時開催する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議長は会長がこれにあたる。

4 会長は、必要に応じ次の者を会議に出席させることができる。

- (1) 三鷹警察署職員
- (2) 三鷹消防署職員
- (3) その他防災関係機関

(役員)

第6条 防災連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、別表の自主防衛組織が輪番で持ち回ることとする。

(正副会長の職務)

第7条 会長及び副会長の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統理し、会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(議決)

第8条 会議の協議事項は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(事務局)

第9条 防災連の庶務を司るため、三鷹市総務部防災課に事務局を置く。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、この防災連に諮り別に定める。

付則

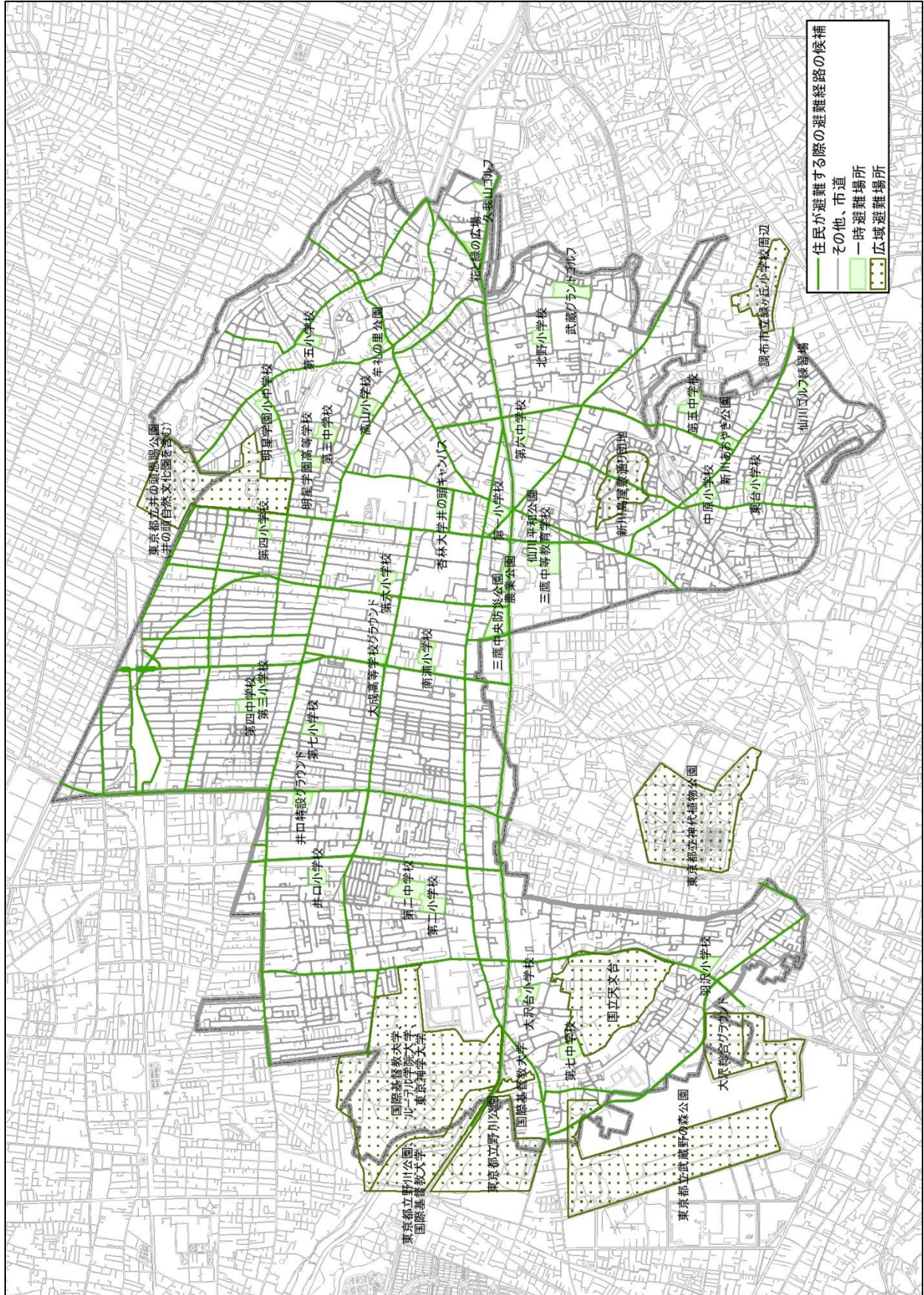
この会則は、平成6年8月1日から施行する。

資料 20101

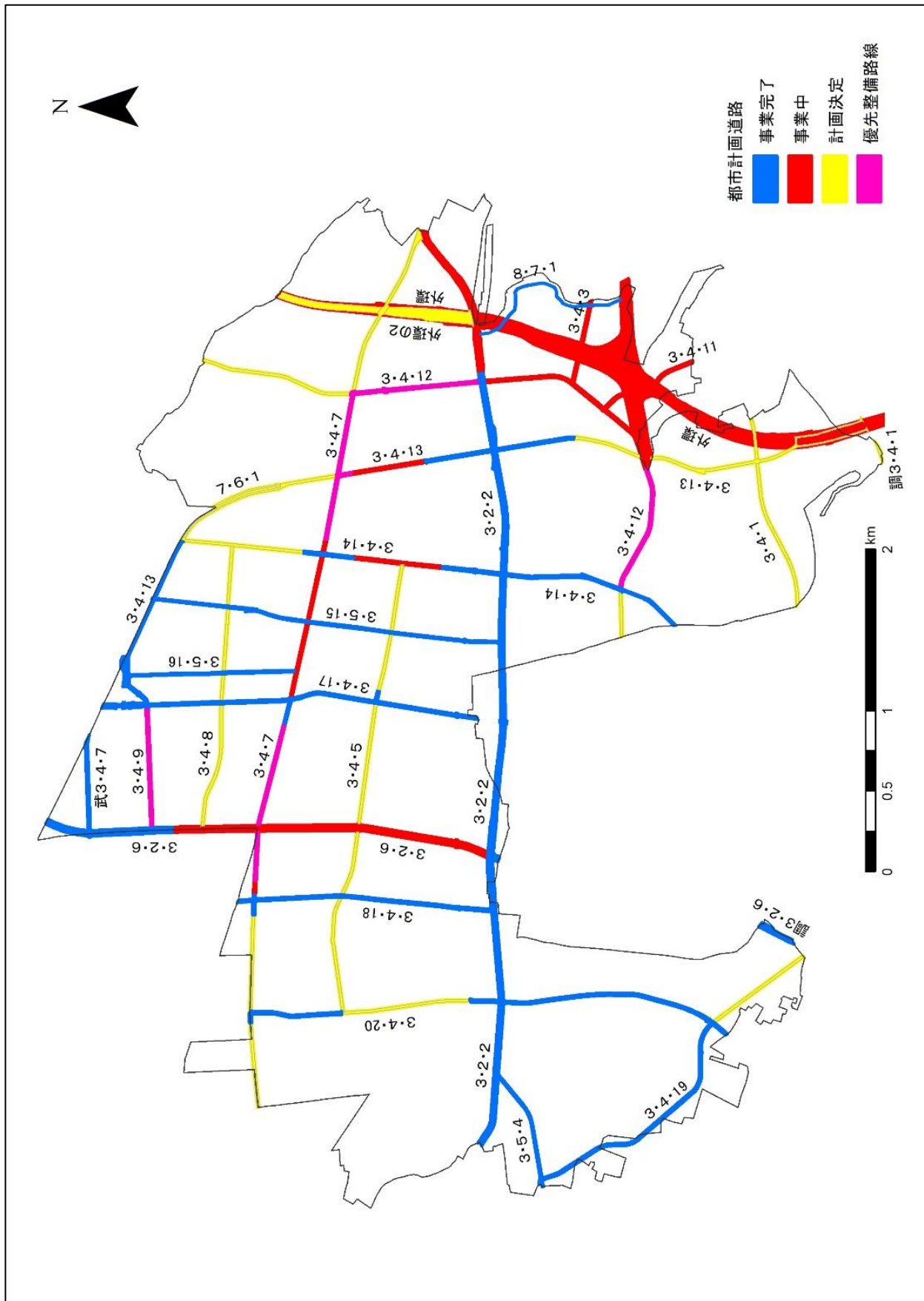
別 表

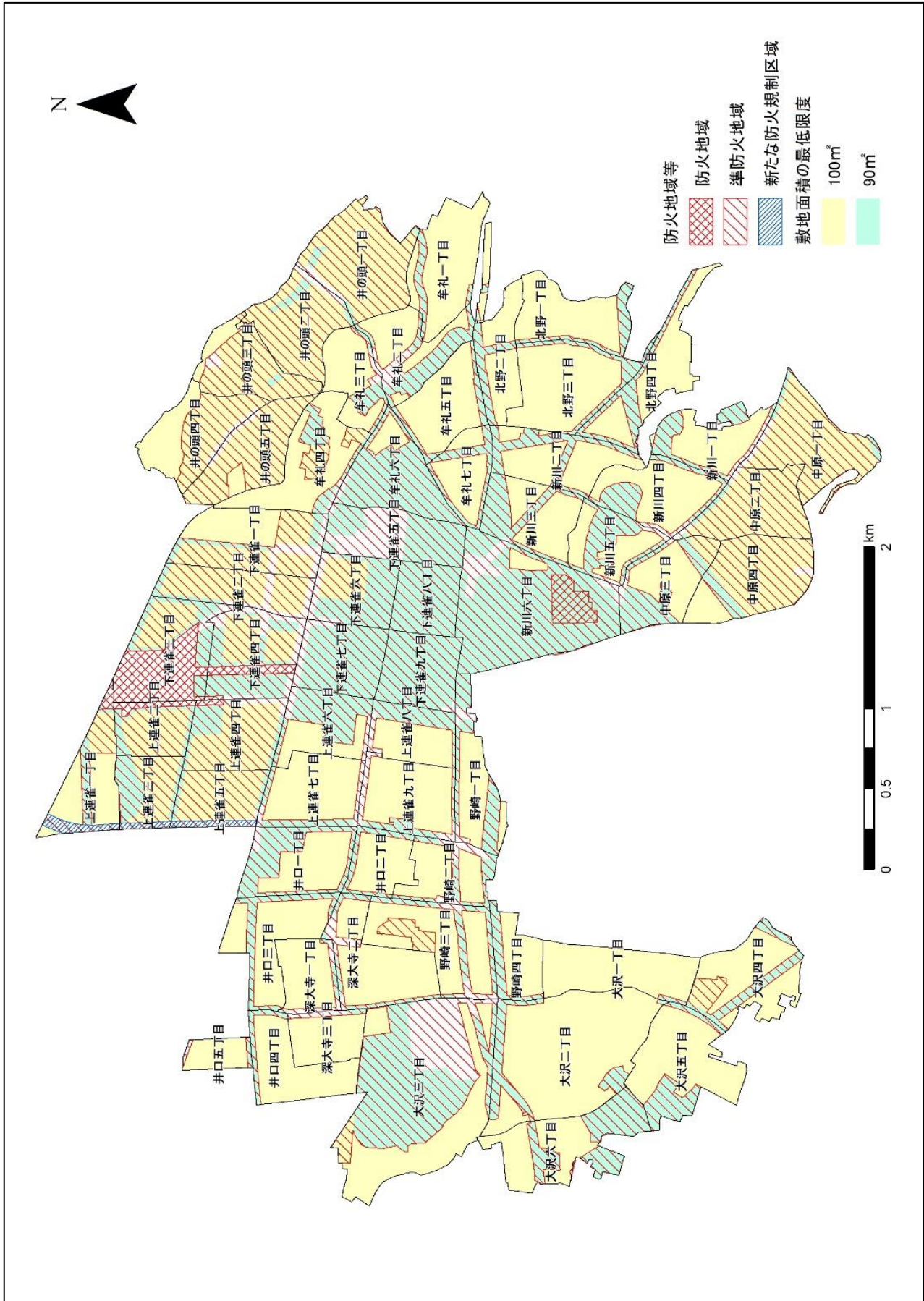
三鷹市自主防災組織連絡会

地 区	住 所 (事務局)	電 話 (事務局)
大沢地域防災対策本部	三鷹市大沢四丁目 25 番 30 号	32-6986
東部住区防災連合会	三鷹市牟礼七丁目 6 番 25 号	49-3441
西部地区住民協議会	三鷹市井口一丁目 13 番 32 号	32-7141
井の頭地区住民協議会	三鷹市井の頭二丁目 32 番 30 号	44-7321
新川中原地区災害対策連合会	三鷹市新川一丁目 11 番 1 号	49-6568
連雀地区住民協議会	三鷹市下連雀七丁目 15 番 4 号	45-5100
駅前地区自主防災連合会	三鷹市下連雀三丁目 13 番 10 号	71-0025



資料 20201 三鷹市都市計画道路網図

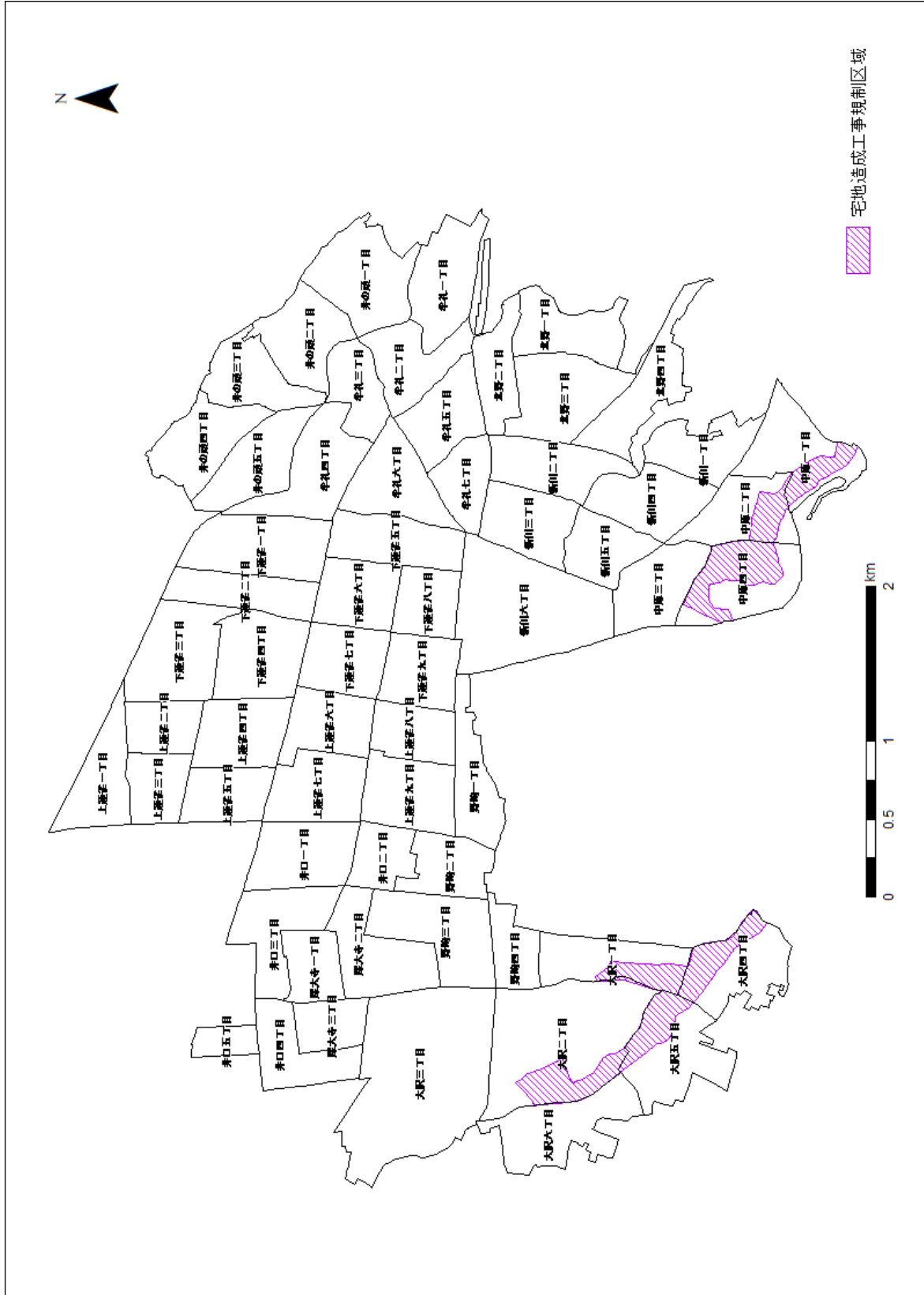


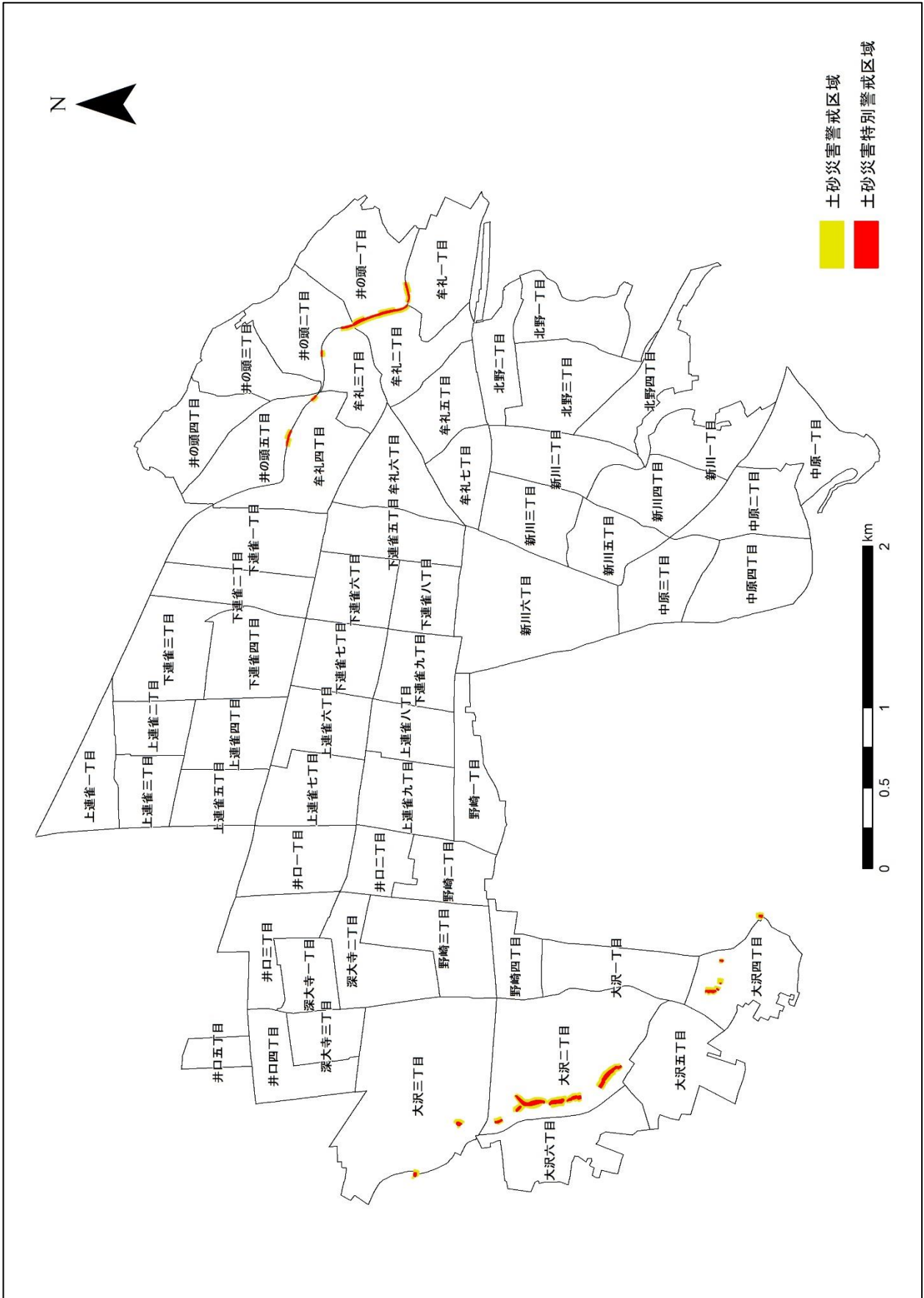


資料 20203 宅地造成工事等規制区域の現況

令和3年4月1日現在

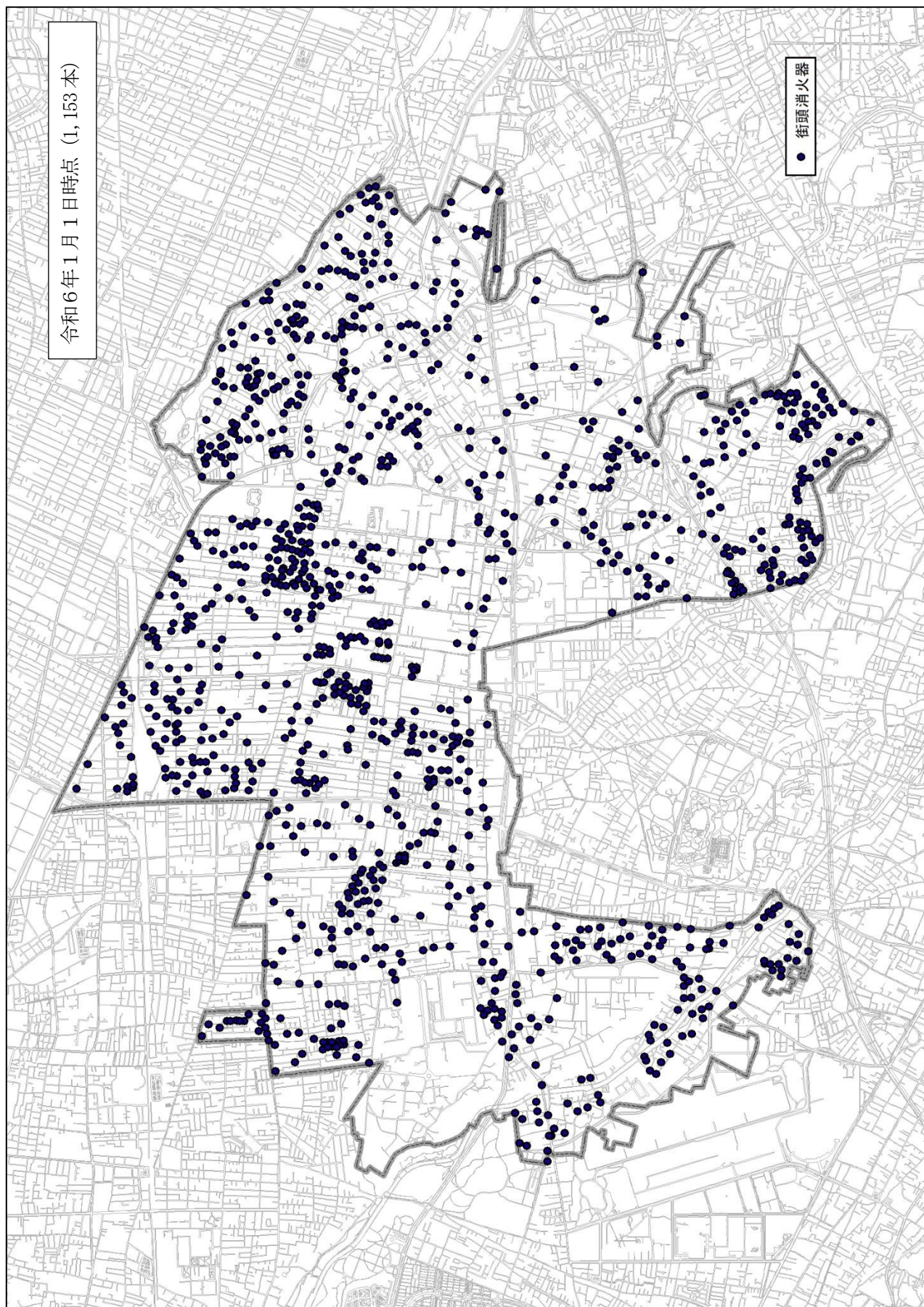
三鷹市内の宅地造成工事等規制区域の現況 大沢・中原の一部 計 71.4ha





資料 20205

街頭消火器設置状況



資料 20206	消火栓等を用いた初期消火及び応急給水用資機材配備場所
----------	----------------------------

番号	施設名称	所在地	種別
1	大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25 番 30 号	避難所
2	牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目 6 番 25	避難所
3	井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 32 号	避難所
4	井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目 32 番 30 号	避難所
5	新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目 11 番 1 号	避難所
6	連雀コミュニティ・センター	下連雀七丁目 15 番 4 号	避難所
7	三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀三丁目 13 番 10 号	避難所
8	第一小学校	新川六丁目 4 番 32 号	避難所
9	第二小学校	野崎三丁目 19 番 1 号	避難所
10	第三小学校	上連雀四丁目 12 番 3 号	避難所
11	第四小学校	下連雀一丁目 25 番 1 号	避難所
12	第五小学校	井の頭二丁目 34 番 21 号	避難所
13	第六小学校	下連雀六丁目 13 番 1 号	避難所
14	第七小学校	上連雀七丁目 7 番 7 号	避難所
15	大沢台小学校	大沢二丁目 6 番 18 号	避難所
16	高山小学校	牟礼四丁目 6 番 12 号	避難所
17	南浦小学校	下連雀九丁目 9 番 1 号	避難所
18	中原小学校	中原二丁目 12 番 13 号	避難所
19	北野小学校	北野三丁目 1 番 5 号	避難所
20	井口小学校	井口三丁目 7 番 11 号	避難所
21	東台小学校	中原二丁目 17 番 37 号	避難所
22	羽沢小学校	大沢四丁目 9 番 1 号	避難所
23	第一中学校	下連雀九丁目 10 番 1 号	避難所
24	第二中学校	野崎三丁目 14 番 1 号	避難所
25	第三中学校	牟礼四丁目 13 番 8 号	避難所
26	第四中学校	上連雀四丁目 18 番 7 号	避難所
27	第五中学校	新川一丁目 7 番 20 号	避難所
28	第六中学校	新川二丁目 12 番 17 号	避難所
29	第七中学校	大沢二丁目 11 番 12 号	避難所
30	明星学園小中学校	井の頭五丁目 7 番 7 号	避難所
31	国際基督教大学	大沢三丁目 10 番 2 号	避難所
32	牟礼東地区公会堂	牟礼一丁目 14 番 2 号	災害時在宅生活支援施設
33	三鷹台児童公園	井の頭一丁目 3 番 26 号	災害時在宅生活支援施設
34	大沢地区公会堂	大沢三丁目 4 番 3 号	災害時在宅生活支援施設
35	井口西地区公会堂	井口四丁目 7 番 13 号	災害時在宅生活支援施設
36	上連雀堀合地区公会堂	上連雀一丁目 15 番 15 号	災害時在宅生活支援施設
37	東野児童公園	深大寺二丁目 6 番 8 号	災害時在宅生活支援施設

資料 20206

番号	施設名称	所在地	種別
38	中原青少年広場 (中央道高架下倉庫に配備)	中原四丁目 17 番	災害時在宅生活支援施設
39	井の頭地区公会堂 (明星学園コンテナ倉庫に配備)	井の頭五丁目 7 番 7 号	災害時在宅生活支援施設
40	あけぼのふれあい公園	上連雀五丁目 16 番 30 号	災害時在宅生活支援施設
41	下連雀六丁目防災広場	下連雀六丁目 10 番 4 号	災害時在宅生活支援施設
42	下連雀きたうら児童公園	下連雀四丁目 19 番 9 号	災害時在宅生活支援施設

資料 20207

可搬式消防ポンプ配備場所

地区	No.	施設名称	所在地	ポンプ仕様		購入年月日
				級種	メーカー 型式	
大沢	1	大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25 番 30 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	2	大沢市営住宅 (大沢宿児童遊園横)	大沢六丁目 6 番 1 号	C-1	トハツ V-20D	平成 11 年 11 月 1 日
	3	大沢原地区公会堂	大沢一丁目 12 番 6 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
東部	4	牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目 6 番 25 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	5	赤とんぼ公園	牟礼二丁目 14 号	C-1	トハツ V-20D	平成 11 年 8 月 18 日
	6	北野いこい児童遊園	北野四丁目 10 番 7 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
西部	7	井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 32 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	8	深大寺公園	深大寺三丁目 15 番 1 号	C-1	トハツ V-20C	平成 10 年 8 月 5 日
	9	野崎かきの木児童公園	野崎三丁目 8 番 1 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	10	東野児童公園	深大寺二丁目 6 番 8 号	C-1	トハツ V-20E	平成 15 年 7 月 7 日
井の頭	11	井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目 32 番 30 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	12	三鷹台市政窓口	井の頭二丁目 13 番 2 号	C-1	トハツ V-20C	平成 9 年 8 月 8 日
	13	表参道児童遊園	井の頭四丁目 20 番	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
新川中原	14	中原一丁目地区公会堂	中原一丁目 26 番 15 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	15	新川あおやぎ公園	新川一丁目 11 番 16 号	C-1	トハツ V-20B	平成 11 年 8 月 18 日
	16	中原地区公会堂	中原四丁目 5 番 13 号	D-1	トハツ V-10F	平成 7 年 9 月 19 日
連雀	17	下連雀みなみうら児童公園	下連雀六丁目 6 番 55 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	18	連雀コミュニティ・センター	下連雀七丁目 15 番 4 号	D-1	トハツ V-10F	平成 10 年 8 月 5 日
	19	上連雀給水所	上連雀九丁目 41 番 4 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
駅前	20	むらさき児童公園	下連雀二丁目 10 番 22 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	21	本町通り児童遊園	下連雀三丁目 21 番 3 号	D-1	トハツ V-10F	平成 9 年 8 月 8 日
	22	上連雀児童公園	上連雀四丁目 26 番 6 号	C-1	トハツ V-20B	平成 7 年 9 月 19 日
	23	上連雀 3 丁目 暫定集会施設	上連雀三丁目 1 番 7 号	D-1	トハツ V-10F	平成 14 年 8 月 8 日

資料 20208

石油类等危険物施設の震災対策

消防署

1 石油类等危険物施設の安全化

機関名	対応措置
消防署	<p>1 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</p> <p>2 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</p> <p>3 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</p> <p>4 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。</p>

2 石油类等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <p>1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策</p> <p>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</p>